

(別添)

新型コロナウイルスワクチン接種に用いる注射針付き注射筒等の購入に係る 公募要領

新型コロナウイルスワクチン接種に用いる注射針付き注射筒等の購入に係る提案書の作成にあたっては、別添仕様書（以下、「仕様書」という。）のほか、本要領によること。

1 調達件名

新型コロナウイルスワクチン接種に用いる注射針付き注射筒等の購入

2 調達数量

(1) 注射針付き注射筒及び注射針と注射筒の組合せの合計で
200,000,000本

(2) 1応募者あたりの履行期限までの納入数量の下限は2,000,000本とする。

(3) 応募者の納入可能数量に応じて、契約の相手方は複数者となる場合がある。

ただし、注射針付き注射筒及び注射針と注射筒の組合せの合計で200,000,000本、又は注射針付き注射筒もしくは注射針と注射筒の組合せいずれか一方で200,000,000本を一者で供給可能な者が複数存在した場合、一般競争入札(最低価格入札)とする。

3 履行期間

契約日～令和4年3月31日(木)

4 納入場所

支出負担行為担当官が指定する場所

5 契約方法

原則、随意契約とする。

6 公募関係書類(サンプルを含む)の提出期限

令和3年10月15日(金)12:00

7 公募に参加するために必要な資格等に関する事項

応募者は、次のすべての条件を満たすこと。

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和01・02・03年度（平成31・32・33年度）厚生労働省競争参加資格（全省庁統一参加資格）において、厚生労働省大臣官房会計課長から「物品の販売」で「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者又は申請中の者であること。
- (4) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 本公募にあたって提出した書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (7) その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。
- (8) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員制度、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、該当する制度の保険料の滞納がないこと。
- (9) この応募の意思表示期限の直近1年間において、厚生労働省が所管する法令に違反したことにより送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る。）を受けていないこと。
- (10) 支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出した者であること。
- (11) 仕様書に記載の物品を納入期限までに発注者に納入する能力を有すること。
- (12) その他、仕様書に記載する条件や留意事項等を遵守できること。

8 提案書の無効

- (1) 上記7の公募に参加するために必要な資格等を満たさない者が「新型コロナウイルスワクチン接種に用いる注射針付き注射筒等の購入に係る公募内容等の条件を満たす旨の意思表示について」（別紙様式1）（以下、「提案書」という。）を提出したとき。
- (2) 上記7（10）に示した誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約書をし、若しくは誓約書に反することとなったとき。
- (3) 記載事項が不明確である提案書が提出されたとき。
- (4) 提出期限を過ぎて提案書が提出されたとき。
- (5) 提案書とともにサンプルの提出がなかったとき。

9 本件に関する照会について

- (1) 受付期間は、令和3年9月30日（木）10時～10月13日（水）12時までとする。
- (2) 照会先
厚生労働省健康局健康課予防接種室

10 公募関係書類等

- (1) 別紙様式1～4及び法人概要(法人概要の様式は任意)
- (2) 資格審査結果通知書(全省庁統一参加資格)の写し
- (3) 納入予定の物品サンプル(50本程度)

※ 提案書の提出は1者1通とする。

※ 提出された提案書について厚生労働省から必要に応じて照会する場合はあるが、原則、口頭による補足説明あるいは追加書類の提出といったことがないよう、提案書の内容は詳細に記載すること。

11 単価の積算

単価には全ての付帯費用(国内で必要となる輸送、その他本件受け渡し前に必要となる一切の経費。)を含めること。

12 提案品目

応募者は、以下の品目を提案することとする。

(1) 注射針付き注射筒を提案する場合

規格が異なる注射針付き注射筒を複数提案しても差し支えない。

この場合、規格毎に1品目とし、各品目の下限は2,000,000本とする。

なお、注射針付き注射筒とは、注射針と注射筒が一体型(針植込型)のもの。又は、着脱可能な注射針と注射筒が1個包装となっているものとする。

(2) 注射針と注射筒の組合せを提案する場合

規格が異なる注射針と注射筒の組合せを複数組提案しても差し支えない。

この場合、提案する組合せ毎に1品目とし、各品目の下限は2,000,000本とする。

また、注射筒(又は注射針)の規格は異なるが、注射針(又は注射筒)の規格は同じとした組合せを提案する場合、2品目提案したものとし、各品目の下限は2,000,000本とする。

なお、注射針又は注射筒いずれか一方のみを提案することは不可とする。

(3) 注射針付き注射筒及び注射針と注射筒の組合せの双方を提案する場合

注射針付き注射筒及び注射針と注射筒の組合せの双方を提案することは差し支えない。この場合の下限は、それぞれで2,000,000本とする。

なお、各品目の考え方は、上記(1)及び(2)のとおりとする。

13 調達の流れ

(1) 公募関係書類の提出<応募者>

上記6の期限までに上記10(1)から(3)に掲げる書類を郵送又は持参することとし、郵送の場合は、上記6の期限までに必着とする。

なお、応募者は契約の締結を予定している者とし、第三者による応募は原則認めない。

また、下記(2)以降の各事項における厚生労働省との連絡・調整等の対応についても同様とする。

(2) 書類審査等(提出内容に関する照会)<厚生労働省、応募者>

①必要に応じ、提出内容に関する照会を行うので迅速に対応すること。

②納入予定の物品サンプル(50本)は、提案書とともに下記へ郵送又は持参すること。

なお、サンプルの再提出は認めない。

また、送付のあったサンプルは返却しない。

送付先：〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省健康局健康課予防接種室(7F 715号室)

(3) 品質確認<厚生労働省>

提出された納入予定の注射針付き注射筒等のサンプルについて、品質等の確認を行う。

(4) 見積書の提出依頼又は不採択の連絡<厚生労働省>

上記(2)及び(3)の結果を踏まえ、契約の候補となり得る事業者に対しては見積書の提出依頼を行う。

また、それ以外の事業者には不採択の連絡を行う。

(5) 契約締結に向けた手続き(正式発注)<厚生労働省、契約事業者>

上記(3)で品質等の確認を行い、その条件を満たすもののうち、

① 応募者全員の合計数量が本公募の物品の総調達数量に満たない場合、予定価格(単価)の範囲内の者全員と随意契約を締結するものとする。

ただし、応募者全員の合計数量が本公募の物品の総調達数量に満たない場合であっても、総契約金額が予算額を超過する場合は、提案された数量を調達するとは限らないことに留意すること。この場合、原則、予定価格(単価)の範囲内でかつ以下の1)~3)の順序で優先的に本公募の物品を調達することとする。

1) 最も単価が安価な物品

2) 総採取容量の平均値が大きい物品

3) 注射針の規格が25G、25mmnの注射針付き注射筒

② 応募者全員の合計数量が本公募の物品の総調達数量を超える場合、又は、本公募の物品の総調達数量に達しているが、総契約金額が予算額を超過する場合は、予定価格(単価)の範囲内かつ以下の1)~3)の順序で優先的に本公募の物品を調達することとする。

- 1) 最も単価が安価な物品
 - 2) 総採取容量の平均値が大きい物品
 - 3) 注射針の規格が 25G、25mmn の注射針付き注射筒
- (6) 納入<契約事業者>
仕様書の 4 により納入する。
- (7) 検査<契約事業者、厚生労働省>
- ① 契約事業者は、仕様書に則って、物品を検査する。その際、厚生労働省の指示により、契約事業者は、全数検査又はサンプル検査を行い、医療機器としての注射針、注射筒としての品質具備していることを保証する品質保証書を納入時に提出すること。
 - ② 厚生労働省による納品検査の結果、納入物を引取、合格品となった納入物を指定した日時までに全て納入する。

14 その他

- (1) 提出物に虚偽の記載があることが判明した場合、又は正当な理由なく納入が遅れた場合(正当な理由なく商流を変更したことに伴う納入の遅れを含む)は、その時点で不採択の決定、発注の取消、契約の解除並びに遅滞料又は違約金の請求をすることとし、今後、本調達に応募があっても受理しないものとする。
- (2) 和文以外の書類を添付する場合は和訳を付すこと。
- (3) 書類審査時に必要に応じてヒアリングを行うものとする。なお、応募者(応募を予定している者を含む。)からの要請による面会は受け付けないものとする。
- (4) 上記 13 (5) の正式発注に至るまでの間は、当該品目に関して調達を約束するものではないので十分に留意すること。
- (5) 本契約の対価は、納入物を支出負担行為担当官が指定する所定の場所への納入し仕様書 6 (3) の検査に合格した後に適法な請求書の受領をもって支払うこととし、詳細は契約書によるものとする。
ただし、一定量の納入ごとに対価の支払いを求める場合は、一月に一度を限度として部分払いを求めることができることとし、詳細は契約書によるものとする。契約書(案)は別添のとおり。
- (6) 倉庫搬入時に保管場所で荷崩れ等が発生した場合は、契約事業者の負担で対応すること。
- (7) 本調達により契約を締結した者の名称、所在地、法人番号、契約金額等は、他の契約と同様に、厚生労働省ホームページで公表するものとする。